## 帯広市総合計画策定審議会について

# 1. 審議会の位置付け

- ○「帯広市総合計画策定審議会条例」により設置されている、市長の附属機関
  - 第1条 帯広市総合計画の策定に資するため、市長の附属機関として帯広市総合 計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### 2. 審議会の所掌事項

- ○総合計画について、必要な調査審議を行う
  - 第2条 審議会は、市長の諮問に応じて総合計画につき必要な調査審議を行い、 市長に答申する。

### 3. 委員の構成、任期

○別紙のとおり

(知識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、任期は2年)

- 第3条 審議会は、委員30名以内をもって組織し、その委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 4. 任期中の主な審議事項

- (1) 第六期総合計画に関すること
  - ・「政策・施策評価」に基づき作成する「評価結果報告書(まちづくり通信)」における施策の課題や、今後の取り組み方向などに対する意見等

#### (2) 新しい総合計画の策定に関すること

・新しい総合計画の策定にあたっての意見提言

# 5. 今後の審議会の開催スケジュール (予定)

・平成29年度:11月及び平成30年3月に開催

・平成30年度:5月の諮問以降、平成31年1月までに6~8回程度開催

・平成31年度:11月の任期満了までに3回程度開催